災害応急活動支援システム新「多助」利用規約 (スマートフォンで利用するための規約)

一般財団法人消防防災科学センター

第1 総則

- 1 一般財団法人消防防災科学センター(以下「センター」という)は、災害応急活動を支援するシステム新「多助」(以下「多助」という。)をスマートフォンで利用することに係る必要な事項を本規約に定める。
- 2 都道府県、市町村等で「多助」を利用する団体(以下「利用団体」という。)に所属するスマートフォン所持者(以下「スマホ登録者」という)が「多助」を利用する場合は、災害応急活動支援システム新「多助」利用規約、本規約の事項及び「多助」アプリケーション・プライバシーポリシーの事項に同意のうえ、利用の申込みを行うものとする。
- 3 1 台のスマートフォンには、「多助」アプリケーションは 1 個のみインストールして利用することとする。
- 4 本規約は、平成30年3月31日までの利用に適用する。

第2 利用に関する事項

- 1 「多助」の機能及び利用の形態
- (1) スマホ登録者が利用できる「多助」の機能は、次のとおりである。
 - ① 活動要請の伝達機能
 - ② メールによる一斉指令伝達機能
 - ③ 画像情報送信機能
 - ④ 位置情報送信機能
 - ⑤ 緊急時本部呼出し機能(オプション)
 - ⑥ トランシーバー機能(オプション)
- (2) スマホ登録者の「多助」の利用の形態は、次のとおりである。
 - ① 前記(1)(2)のオプション機能を除き利用するケース
 - ② 前記(1)(2)のオプション機能を含め利用するケース
- 2 利用の開始等
- (1) 前記1の(2)の①及び②を利用するためには、各自のスマートフォンに「多助」のアプリケーションをインストールするとともに、利用団体から付与されたログインID及びパスワードを自ら入力することで利用開始できる。
- (2) スマホ登録者は、スマートフォンの機能維持(ログイン I D及びパスワードの継続使用)のため、90 日間以内毎に1回、「多助」に係るアプリケーションを起動すること。

第3 運用に関する事項

1 アプリケーションの使用制限

スマホ登録者は、「多助」を第三者に使用させてはならない。

- 2 ログインID及びパスワードの適正な管理
- (1) スマホ登録者は、自らの責任において、ログイン I D及びパスワードを適切に管理すること。
- (2) センターは、センターの故意又は重大な過失による場合を除き、ログイン I D及びパスワード が第三者によって使用され、スマホ登録者に生じた損害に関し何ら責任を負わないものとする。
- 3 ログイン I Dの一時利用停止又は削除
- (1) センターは、次の場合には、ログイン I Dの一時利用停止又は削除の措置を行うことがある。
 - ① スマホ登録者が災害応急活動支援システム新「多助」利用規約または本規約に違反した場合
 - ② 「多助」の正常運営を維持するために必要と判断した場合
- (2) センターは、ログイン I Dの一時利用停止又は削除の措置を講ずる場合、利用団体が届けた電子メールアドレスに電子メールを送信するなどにより、利用団体に通知する。なお、ログイン I Dの一時利用停止又は削除の措置を受けたスマホ登録者は、センターの許可を受けない限り、以降「多助」を利用できない。

4 文字変換

スマホ登録者は、入力した音声が正しく文字変換されたことを確認すること。音声が正しい文字に変換されていない場合・不適切に変換された場合には、スマホ登録者の責任において適切な文字に変更すること。

5 禁止事項

スマホ登録者は、「多助」の利用に当たって、次の各号に該当する行為を禁止する。

- (1) 法令に反すること。
- (2) 犯罪又はそれに関与、幇助すること。
- (3) 公序良俗、社会通念、慣行に反し、社会秩序を乱すこと。
- (4) 公平性や正当性を損ね、意図的に虚偽の情報を流布すること。
- (5)「多助」の操作で知りえた情報を第三者に漏えいすること。
- (6) 他者や他組織について、次に掲げる事項
 - ① 誹謗、中傷すること。
 - ② 誤解、誤認を与えること。
 - ③ 不利益、迷惑をもたらすこと
 - ④ 信用又は名誉を侵害すること。
 - ⑤ 人種、民族、性別等によって差別すること。
 - ⑥ 知的財産権(特許権、商標権、著作権、肖像権等)、プライバシー権、その他一切の権利を 侵害すること
 - ⑦ 個人情報を掲載すること。
- (7) その他次に掲げること
 - ① 一つのログイン I Dを複数人で利用すること(ただし、多助の運営に必要であるとセンター が認めたログイン I Dは例外とする。)。
 - ②メールアドレスを登録して活動要請をメールで受信する場合、登録者自身が使用する端末以外 のメールアドレスを届けること。

- ③センターの承認を得ることなく「多助」を宣伝、営業行為などに利用すること。
- ④スマートフォン画面に表示した「多助」に関連する表示情報を電子媒体に記録し、「多助」以 外の活動に利用すること。

第4 権利に関する事項

- 1 「多助」に関する権利
- (1)「多助」に関する権利、権限及び利益は、他の者に帰属するものを除き、著作権法、商標法、その他の法令により、センターに帰属する。
- (2) スマホ登録者は、「多助」のアプリケーションを解析してはならない。
- 2 地図に関する権利
- (1) スマートフォンに表示した地図データの著作権は、アンドロイド系端末は Google 社、アイフォン系端末は Apple 社又はこれらに権利を許諾する第三者に帰属する。
- (2)地図閲覧の権利は、スマホ登録者自身が使用する機器でのみ、データを閲覧する権利を有する。

第5 その他

1 責任の制限

センターは、「多助」を利用したこと又は「多助」を利用できなかったことによって引き起こされた直接的損害又は間接的損害については、一切責任を負わない。

- 2 「多助」の仕様の変更又は運用の中断・廃止
- (1)(1)「多助」の仕様は、必要に応じ変更することがある。
- (2) センターは、「多助」の運用が困難となったと判断した場合には、「多助」の運用を中断又廃止することができる。
- (3) センターは、「多助」の仕様の変更又は中断若しくは廃止する場合、予め利用団体にその旨を通知する。
- 3 本規約の変更

センターは、本規約に定める方法で利用団体に通知することにより、本規約を変更できる。 センターは、利用団体が本規約の変更後も「多助」の利用を継続する場合には、本規約の変更 に同意したものとみなす。

4 利用団体へのお知らせ

センターは、「多助」に係るサービスの一時停止、アプリケーションのバージョンアップ等必要な情報は、利用団体が届けた電子メールアドレスに電子メールを送信及びホームページにおいても周知する。

5 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法を適用する。

6 管轄裁判所

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理する。

7 本規約に関する問合せ

本規約に関する問合せは、スマホ登録者が所属する利用団体に行うこととする。。

第6 本規約の適用

本規約は、平成29年9月1日から適用する。